

## 随意契約結果書

物品等の名称 及び数量	前川樋門他 2 樋門操作業務
契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 姫路河川国道事務所長 池田 大介 兵庫県姫路市北条 1-250
契約締結日	令和 5 年 4 月 3 日
契約の相手方の 氏名及び住所	たつの市長
契約金額 (消費税及び地 方消費税含む)	¥ 1,524,600-
予定価格 (消費税及び地 方消費税含む)	
随意契約による こととした理由	別紙のとおり
備 考	

ランク	特例政令等の該当

## 隨 意 契 約 理 由 書

1. 契約件名 前川樋門他 2 樋門操作業務

2. 相手方名 たつの市長

3. 隨意契約の理由

本契約は、揖保川の河川管理施設である前川樋門、佐野排水樋門及び佐野第二排水樋門（以下「前川樋門他」という。）について、操作及び点検整備等の業務を委託するものである。

河川管理施設の施設操作については、河川法第99条の規定に基づき、関係地方公共団体に委託することができる。前川樋門他は、操作の及ぼす影響が旧揖保川町及び旧新宮町に限られることから、前川樋門は、昭和52年3月31日、委託者近畿地方建設局長を甲とし、受託者揖保川町長を乙とし、佐野排水樋門及び佐野第二排水樋門は、平成5年3月25日、委託者近畿地方建設局長を甲とし、受託者新宮町長を乙としてそれぞれ操作委託協定を締結している。

なお、揖保川町及び新宮町は、平成17年10月1日をもって龍野市、新宮町、揖保川町、御津町の1市3町が合併し、現在たつの市になっている。

以上のことから、本業務を委託できるのは、唯一、たつの市であることから随意契約を行うものである。

4. 随意契約する根拠法令

会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第三号